

・建設工事施工体制点検特別立入調査の概要

【立入調査の目的】

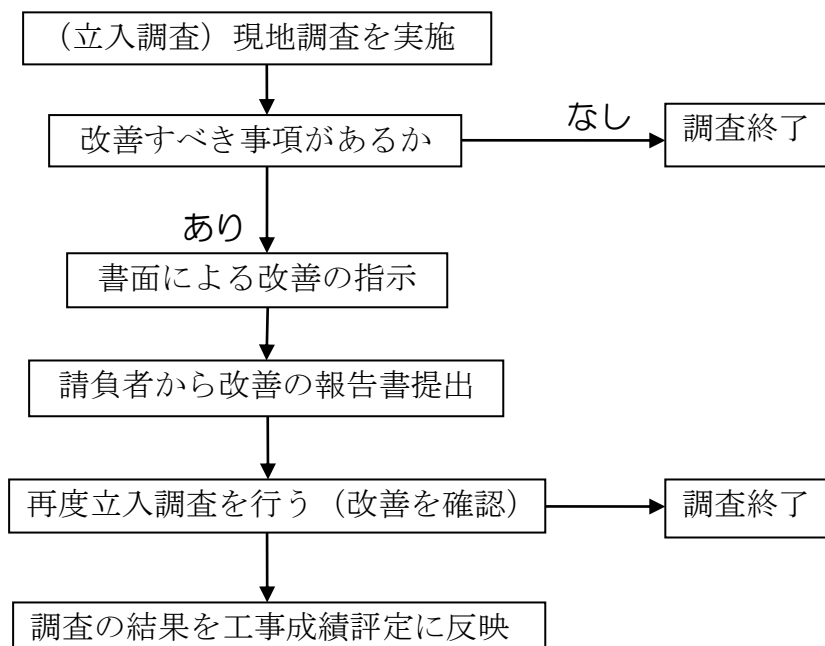
工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を推進するため、建設工事施工体制点検特別立入調査を実施します。

【実施の方法】

事前告知を行わないで、請負者の現場代理人の常駐、主任技術者の専任状況及び施工体制台帳の内容確認等の調査を実施します。

調査の結果、不備な点があった場合は書面で改善を指示し、適正な施工体制の確保を請負者に要請すると共に、工事成績評定の成績採点に適切に反映させます。

【立入調査の流れ】



【立入調査対象工事】

- ① 請負金額が500万円以上の工事の中から、契約課長が選定した工事
- ② 奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する低入札価格調査を経て契約を締結した工事